

公益財団法人秦野市スポーツ協会競技会開催補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秦野市スポーツ推進計画に基づきスポーツ及びレクリエーションを推進し、市民の体力向上、健康増進及び競技力の向上を図るため、公益財団法人秦野市スポーツ協会（以下「本協会」という。）に加盟する地域、競技スポーツ及びレクリエーション団体（以下「加盟団体」という。）が実施する競技会の経費に対して補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第2条 「平成28年12月22日付F No.8・5・1（甲）通知」添付資料「秦野市総合体育大会等を開催する場合の支援について」に適合し、秦野市から承認を受けているものであること。

2 複数の加盟団体の共催による競技会にあつては、幹事加盟団体（1団体）を承認加盟団体とし、次条以降の適用を行う。

(補助対象経費及び限度額)

第3条 補助の対象とする経費は、以下のとおりとする。

(1) 施設使用料

ただし、市内の公共施設を使用した場合は、空調設備等の付帯設備使用料と読み替える。

(2) 審判員等配置経費

(3) 選手募集受付管理費

(4) 競技用消耗品費

(5) スポーツ保険料

2 補助限度額は、前項各号の経費につき支出額の2分の1以内とし、その合計は3万円を限度とする。

ただし、地区対抗戦（市内6地区のうち4地区以上が参加）形式を採用して開催される競技会への補助限度額は、前項各号の経費に関係なく6万円とする。

3 補助対象となる競技会は、加盟団体につき年1回とする。

(報告義務)

第4条 報告義務の種類及び内容は、以下のとおりとする。

(1) 事前報告は、原則として事業着手2週間前までに秦野市後援決定通知書

及び事業計画書等を提出するものとする。

- (2) 実績報告は、競技会終了後、すみやかに大会プログラム等及び補助対象経費の領収書を添えた実績報告書（別記様式）を提出するものとする。

（補助金の交付方法）

第5条 補助金は、前条第2号の規定により提出された報告書の審査を経てから、本協会が発する補助金決定通知に記載された日時において、加盟団体の指定する口座へ支払うものとする。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年5月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

（補助内容の見直し）

- 2 この規程の施行後1年以内に補助内容を見直すものとし、以後同様とする。

別記様式（第4条関係）

実績報告書（競技会[加盟団体主催]）

収入金額 円
支出金額 円
差引金額 円

1 収入の部

| 科 目 | 金 額 | 備 考 |
|---------------|-----|-----------------|
| 補 助 金 | 円 | (公財)秦野市スポーツ協会より |
| 寄 附 金 ・ 協 賛 金 | 円 | |
| 負 担 金 | 円 | |
| 雑 収 入 | 円 | |
| 合 計 | 円 | |

2 支出の部

| 科 目 | 金 額 | 備 考 |
|-------------------|-----|-----|
| 施 設 使 用 料 | 円 | |
| 審 判 員 等 配 置 費 | 円 | |
| 選 手 募 集 受 付 管 理 費 | 円 | |
| 競 技 用 消 耗 品 費 | 円 | |
| ス ポ ー ツ 保 険 料 | 円 | |
| 会 議 費 ・ 準 備 費 | 円 | |
| そ の 他 | 円 | |
| 合 計 | 円 | |

3 事業報告

| 参 加 人 数 | 事 業 概 要 (当日の様子など) |
|---------|-------------------|
| 名 | |

上記のとおり報告します。

平成 年 月 日

公益財団法人秦野市スポーツ協会
会 長

団体名
代表者

印

(写)

F No. 8 ・ 5 ・ 1 (甲)

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

公益財団法人秦野市スポーツ協会
会 長 遠 藤 五 夫 様

秦野市長 古 谷 義 幸

秦野市総合体育大会の休止について（お知らせ）

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日ごろ、本市スポーツ行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、秦野市総合体育大会については、市制施行から本年第 6 1 回大会に至るまで、スポーツ協会、各地区体育協会並びに各競技団体の皆様のご協力により開催してまいりました。

回数を重ねる中、本大会の「日ごろスポーツを愛好する多くの市民に競技会の機会を設け、スポーツを通して健全な心身の育成を図るとともに、各地区対抗の競技会を通じて、各地区の親睦を図り、市民のスポーツ水準の向上を図る」という所期の目的は、各競技団体の主催事業等の充実により、達成されたものと考えております。

つきましては、来年度より本市を主催者とする総合体育大会を休止することとしましたのでお知らせします。

これまでの本事業の推進に、格別のご協力をいただきましたことについて、改めて感謝申し上げます。

なお、次年度以降、皆さまが主催する大会について、別紙のとおり支援を行いますので、申し添えます。また、貴協会におかれては、平成 3 0 年度以降に向けて、総合体育大会に代わる市民が参加できる事業(ニュースポーツを含む。)の検討をお願いいたします。

事務担当は、

市民部スポーツ推進課スポーツ推進担当です。

(電話) 8 4 - 2 7 9 5

秦野市総合体育大会等を開催する場合の支援について

平成28年12月22日提出

秦野市市民部スポーツ推進課

平成29年度以降、「秦野市総合体育大会（又は秦野市長杯争奪）」の名称を付して競技会を開催する場合、主催者の申請に基づき、以下の支援を行います。

1 支援の内容

(1) 本市後援表記の許可

開催要項等に、秦野市の後援事業として表記することを許可します。

(2) 本市施設使用料の納付の免除

本市施設使用料（付帯設備を除く。）の納付を免除します。空調設備等の付帯設備の使用料は、免除対象外ですのでご注意ください。

(3) 賞状の授与

各部門の第1位から第3位まで者に市長名の賞状を授与します。賞状のひな型は以下のとおりです。申請時に必要枚数をお申し込みください。

なお、競技、部門、順位、記録、被表彰者氏名、表彰年月日等は、主催者において筆耕をお願いします。

（総合体育大会用）

（市長杯用）

| 賞状 | 賞状 |
|---------------------------------------|-----------------------------------|
| 第 回秦野市総合体育大会 (競技・部門・順位・記録) (氏名) | 第 回秦野市長杯 (競技・部門・順位・記録) (氏名) |
| 栄誉を讃える | 栄誉を讃える |
| 平成 年 月 日 秦野市長 古谷義幸印 | 平成 年 月 日 秦野市長 古谷義幸印 |

(4) 副賞の授与

主催者に1つの市長杯を寄贈します。必要なペナント、レプリカは、主催団体で用意をお願いします。

2 主催団体、競技会の範囲

支援の対象とする団体、競技会は、以下の全てに該当するものとします。

- (1) 公益財団法人秦野市スポーツ協会又はその加盟団体が主催するものであること。
- (2) 「秦野市総合体育大会」又は「秦野市長杯争奪」の名称を付して実施されるものであること。
- (3) 広く参加者を募って実施されるもの、又は、広く参加者を募って実施した大会（予選会）の成績上位者を参加させるものであること。「広く参加者を募る」とは、これまでの市民総合体育大会の趣旨を踏まえ、主催団体の会員以外も参加できるように規定することがより好ましいこと。
- (4) 参加者を募る際に提示した競技規則に則り競技し、勝敗若しくは順位が決定されるものであること。
- (5) 参加費用を徴する場合は、参加者を募る際にその額を明示していること。
- (6) 年1回に限り開催され、大会期間がおおむね1か月以内であること。参加者数等の事情により1か月以上となる場合は、あらかじめ市に相談されたいこと。

3 支援の決定、物品手配等に要する日数等

申請から決定までのほか、賞状の印刷等に一定の日数を要します。申請は、選手募集開始の2週間程度前までには行ってください。

後日、支援の手続き等を規定する要綱を策定し、改めて送付します。